

小児科診療 UP-to-DATE

2016年2月17日放送

わが国の社会的養護の現状と課題

あきやま子どもクリニック
院長 秋山 千枝子

はじめに

社会的養護という言葉は、保護者がいない、あるいは、虐待を受けているなど家庭の環境上、支援を必要とする子どもたちを対象として、公的な責任により支援を行うことをさします。我が国の社会的養護についての現状と課題について述べてみたいと思います。

社会的養護の環境

制度にそって子どもたちの生活を支える環境としては、里親、ファミリーホーム、そして、各種施設があります。このうち、里親は、家庭での養育を実施するものです。国の統計によると全国で約3千6百世帯あり、そこではおよそ4千6百人の子どもたちが生活しています。また、ファミリーホーム、これは、委託を受けた家庭で定員5人から6人として運営される制度ですが、全国に2百か所ほどあり、そこではおよそ1千人の子どもたちが生活しています。そして、専門

社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、虐待待滞など支援環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親	家庭における養育を 里親に委託	監護里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(児童6~9の名)
区市 町村 特別区	7,489世帯 622世帯 2,706世帯	2,820世帯 422世帯 2,298世帯	3,560世帯 127世帯 227人	3,526人 209人 227人	ホーム数	229所
合計	10,817世帯	4,042世帯	4,636人	693人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な 場合は、23児を含む)	保護者のない児童 虐待されている児童 その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	軽度の情緒障害 を有する児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家 庭環境その他の 理由上の理由に より生活指導を 要する児童	記帳のない女 子又はこれに該当 する児童である女子 及びその他の監 護すべき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等 を退院した児童等
施設数	133か所	601か所	387か所	580か所	247か所	1180か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
児童	3,022人	28,163人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,643人	440人
職員総数	4,216人	15,477人	970人	1,760人	2,012人	519人

※児童数 9460人、委託児童数は福祉行政報告書(平成26年3月現在)
 ※施設数、ホーム数の内、乳児、児童、小規模グループ、地域小規模児童養護施設
 のみ(特別児童養護施設を除く)(平成26年3月1日現在)
 ※職員数、自立援助ホームを除く(特別児童養護施設を除く)(平成26年3月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は児童福祉法(平成26年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立児童センター

の施設は6種類あります。乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームです。6種類合計して、全国で4万人の子どもたちが生活して

います。ここ十数年で、里親などに委託される子どもたちの数は2.7倍に増え、乳児院に入所する子どもたちの数については約2割増となっています。

6種類ある施設のうち、子どもの数が最も多いのは児童養護施設で、2万8千人が生活しています。のちにまた触れますが、児童養護施設などの施設での生活が主となっているのがわが国の社会的養護の特徴なのです。そこで、今回は児童養護施設を主に取り上げます。

児童養護施設の現状

まず、入所時の子どもたちの年齢構成をみると、0歳から5歳が1万6千人と半数以上を占め、つづいて、6歳から11歳が1万人で3分の一、12歳から17歳が4千人で1割となっています。入所の理由は、虐待が約4割と最も多く、昭和58年には1割に満たなかったことからすると4倍に増えています。次いで多いのは親の精神疾患で1割です。その他の入所の理由として、いずれも保護者の要因ですが、破産、就労、拘禁、入院、行方不明などがあります。

施設では、子どもたちは居室を与えられ、そこから学校に通ったり、職員とともに旅行や地域の行事に参加したりしています。職員は、指導員や保育士などの専門性を持った方たちが当たっています。

子どもたちの在籍期間は、4年未満が半数、8年未満が約3割です。以前と比べて在籍期間が徐々に長くなっています。入所児の今後の見通しとして、55%と半数以上が、自立まで現在のままの施設で養育となっており、保護者のもとへ帰れる子どもは28%と3割に満たなく、養子縁組・里親・ファミリーホームへの委託に変更となる子どもはわずか1%です。乳児院でも保護者のもとへ復帰する子どもたちは2割しかありませんので、退所後の自立した生活につなげるための支援に力を入れる必要があります。

たとえば、学習の機会が十分に確保されてこなかった入所児童に対しては、標準的な学力を備えさせる必要があります。平成21年度には、幼稚園費、学習塾費、部活動費が新設され、さらに平成24年度には高校生の資格取得のための特別育成や、就職・大学進学等のための支度費が増額されるなどしています。

児童養護施設の課題

児童養護施設で育った子どもたちの進学や就職の状況については、全国平均と比べて、高校進学率には差がありませんが、大学進学率は1割と低く就職が7割と多くなっています。ちなみに、

	在籍別の年齢				入所時の年齢				在籍児童の在籍期間			
	H25	H24	H23	H22	H25	H24	H23	H22	H25	H24	H23	H22
0歳～	4,347	5,421	4,128	4,615	15,864	16,704	14,830	16,400	14,842	17,415	13,700	17,880
1歳～	1,918	1,718	1,814	1,844	5,845	5,842	5,842	5,842	5,842	5,842	5,842	5,842
2歳～	10,989	12,408	10,136	10,825	9,929	10,610	8,124	12,300	6,141	7,395	7,237	8,980
3歳～	2,861	3,448	2,792	3,271	4,143	3,642	3,247	3,310	4,238	3,737	4,346	4,360
4歳～	1,843	1,878	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
5歳～	1,607	1,119	895	500	14	9	—	—	2,106	1,530	1,415	800
6歳～	15,451	13,171	13,221	11,611	8,611	8,611	—	—	17,611	15,611	15,611	15,611
7歳～	13,461	11,448	11,597	10,110	8,611	8,611	—	—	15,611	13,611	13,611	13,611
8歳～	10,989	11,448	11,597	10,110	8,611	8,611	—	—	13,611	11,611	11,611	11,611
9歳～	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	8,611	—	—	11,611	9,611	9,611	9,611
10歳～	6,141	6,141	6,141	6,141	6,141	6,141	—	—	9,611	7,611	7,611	7,611
11歳～	4,128	4,128	4,128	4,128	4,128	4,128	—	—	7,611	5,611	5,611	5,611
12歳～	2,792	2,792	2,792	2,792	2,792	2,792	—	—	5,611	3,611	3,611	3,611
13歳～	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	—	—	3,611	1,611	1,611	1,611
14歳～	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	—	—	1,611	961	961	961
15歳～	500	500	500	500	500	500	—	—	961	361	361	361
16歳～	14	14	14	14	14	14	—	—	361	161	161	161
17歳～	9	9	9	9	9	9	—	—	161	61	61	61
18歳～	—	—	—	—	—	—	—	—	61	—	—	—
19歳～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20歳～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
平均年齢	11.1歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	9.2歳	9.4歳	6.4歳	6.6歳	4.6歳	4.8歳	4.7歳	4.3歳
	H25	H24	H23	H22	H25	H24	H23	H22				
(父)・(母)の死亡	662(2.2)	912(3.0)	1,248(4.7)	2,070(9.8)	1,730(5.8)	3,537(11.8)	2,868(11.1)	2,040(7.7)				
(父)・(母)の虐待	1,276(4.3)	3,332(11.0)	4,942(18.5)	9,104(39.4)	3,897(12.3)	2,476(8.2)	1,495(6.4)	1,764(5.5)				
児童の虐待	672(2.3)	1,363(5.5)	2,475(10.0)	6,720(21.0)	11,371(37.8)	8,348(27.4)	4,288(16.0)	2,889(10.0)				
児童の行方不明	200(0.8)	200(0.8)	420(1.6)	696(2.5)	1,702(5.3)	2,403(8.1)	996(3.5)	—				
(父)・(母)の入院	1,454(4.9)	1,454(4.8)	1,454(4.1)	1,200(3.8)	—	—	—	—				
(父)・(母)の入籍	1,200(4.3)	2,127(7.0)	2,616(11.8)	4,061(17.8)	4,473(14.9)	2,487(7.9)	1,106(4.5)	2,247(7.0)				
児童養護施設(児童養護施設)入所児童等調査	28,796(100.0)	36,416(100.0)	26,722(100.0)	32,046(100.0)	—	—	—	—				

里親に委託された子どもたちについては、大学進学率は2割強となっています。また、児童養護施設等退所者調査によると、就労した子どもの4割以上が1年以内に離職をしているなど、自立した生活を継続させることが困難であることが示されています。児童養護施設を舞台としたテレビドラマで、子どもたちの描き方が話題になったことがあります。施設自体や、施設で育った子どもたちに対する世の中の偏見や差別の除去といった社会的な課題も残っています。

○進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成26年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年6月1日現在の進路）

	進学		就職	その他					
	高校等	専修学校等							
児童養護施設児	2,388人	2,279人	95.4%	45人	11.2%	30人	1.3%	98人	1.5%
(参考) 全中卒者	1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

②高等学校卒業後の進路（平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年6月1日現在の進路）

	進学		就職	その他					
	大学等	専修学校等							
児童養護施設児	1,221人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児	231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児	1,430人	154人	10.8%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者	1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	1,833千人	17.4%	60千人	5.7%

③措置延長の状況（予定者含む）

	4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
	87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課へ（社会的養護の状況に関する調査）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年6月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づき専修学校及び各種学校。並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練校

課題としてもう一つ、施設では子どもたちは自らを律する力を身につけられるように生活していますが、入所している子どもたち同士でのトラブルや、施設職員による不適切な取り扱いが報道されることもあります。10年以上前のデータですが、日本子ども家庭総合研究所の調査では、回答した施設職員の8割が、子ども同士のトラブルへの対応に苦慮した経験があると回答しました。医学的な問題として、精神的な問題を有する例が多いことも知られており、同じ研究所の調査では、施設の子どもの2割が精神科的な治療を受けたことがあるとしています。子どもたちの中には、各種障害者手帳を取得しているこどももいます。社会的養護の特徴として、里親が中心である欧米とは逆に施設入所のケースがほとんどを占めるのがわが国の特徴とされていますが、子どもたちのセーフティネットとして、施設職員だけで解決できることには限界があるという現実も忘れてはなりません。

社会的養護の今後

現在、国では、子どもたちができる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで生活できるよう、施設の人員配置を厚くするといった見直しを行いつつ、一方では里親やファミリーホームといった施設以外の環境を増やす取り組みをしています。しかし、里親制度は、まだまだ一般の認知度は高くなく、虐待を受けた子どもなど、大人との信頼関係を結ぶことが容易ではないこともあって、なかなか広がっていないのが実情です。

小児科医の役割

私たち小児科医を含む医療関係者は、日ごろ虐待の早期発見・早期支援に努めておりますが、虐待を含めより広い範囲で、4万人を超すともいわれる社会的養護を必要とする子どもたちの健全な発育・発達に目をむける必要があります。実は私たちは、気づかぬままに、日々、社会的養護を必要とする子どもたちに出会っているのです。例えば、乳幼児健診や予防接種、急性疾患、または、園医や校医の活動の場があげられます。関係者間で情報が適切に共有されなければ、支

援の必要な子どもたちは、その必要性に気づかれぬまま先生方の前を通りすぎてしまうかもしれません。まずは、私たち自身が関心を持ち、現状を理解し、そこから小児科医としての役割を考える必要があります。

このほど日本小児科学会は、児童養護施設と乳児院に勤務する嘱託医を対象とした調査を開始しました。従来、福祉関係者の中で議論されることが多かった話題だと思いましたが、小児科医療を担う学術団体としてこの分野に取組を始めた画期的なことと思います。

おわりに

私の恩師であった福岡大学名誉教授、故・満留昭久先生が、雑誌の巻頭言に残された文章を紹介します。

【ベテランの小児科医が言った言葉がわすれられません。「小児科の多くは、社会的養護、という言葉にあまりなじみがなかったが、虐待を受け、実の親と暮らせなくなった子ども達を、児童相談所という駅から汽車にのせてきた。しかし、その汽車がどこに行ったのか、子どもたちがどこの駅で降りたのか、関心がなかった」汽車の行き先は、小児科医だけでなく、大人の誰もが見つける問題だと思っています。】

この残された文章を重く受け止め、小児科医全体で関心を持っていただけることを、心から願っています。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>